

# 事業者間遠隔点呼の検討状況について

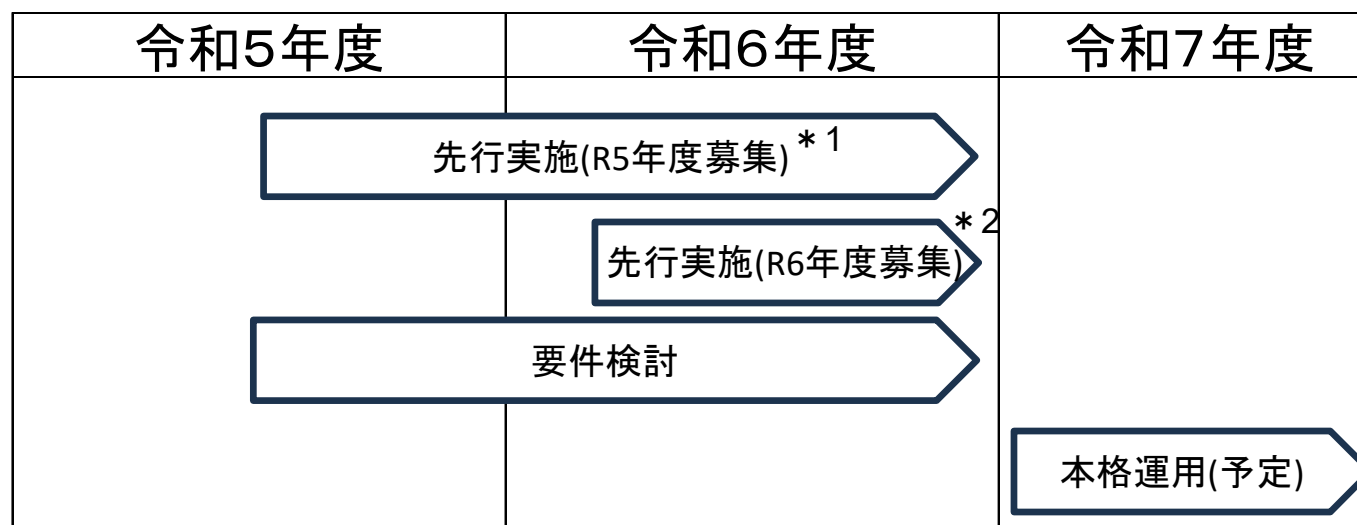
---

令和6年度 第1回「運行管理高度化ワーキンググループ」

## 事業者間遠隔点呼に対する方針について

- 昨今の運送事業者の人手不足に迅速に対応するため、具体的なニーズや現状の遠隔点呼機器等の普及も踏まえ、従前と同等の輸送の安全を確保しながら、事業者を跨いだ遠隔点呼が早期に実施可能となるよう、「**事業者間遠隔点呼の先行実施要領**」を発出し、実証の位置づけで希望する事業者を募ることとする。
- 採択により実施可となった事業者は、道路運送法第35条もしくは貨物自動車運送事業法第29条に基づく**管理の受委託**の申請を行い、許可を得たうえで遠隔点呼を実施できるものとする。

### 検討スケジュール



\*1 R5年度 先行実施は新規受付は終了済

\*2 R6年度 先行実施参画事業者を現在募集中

## 先行実施の進め方について

- 事業者間遠隔点呼を実施するにあたり、遠隔点呼の機器要件、施設環境要件、運用上の遵守事項は、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示」(以下、「点呼告示」。)の内容を準用する。
- 事業者間で実施することを鑑み、点呼告示の内容に加え、運行管理者等の**個人情報の取り扱い**に関して事業者間の**双方で合意**を得たうえで、**関係者以外が閲覧できないなどの策を講じる**ことを求める。
- 遠隔点呼及び管理の受委託の考え方にに基づき、受託者が実施した点呼は、委託者が実施したものとみなす。
- システムの不具合等により遠隔点呼が実施できなくなった場合には、各事業者で対面点呼などを行うなどの体制の確保を求める。
- 各課題の検証項目に対する国交省からのヒアリングへの対応、ワーキングから求められた事項への対応及び報告を行うことを求める。また、月に一度、点呼記録簿及び想定外の事案の有無等につき国交省へ報告する。

## 基本事項

- ① 本事業の趣旨を理解していること
- ② 事業者間遠隔点呼の実施は、**同じ種別の事業者間**で行うものとする
- ③ 本事業の実施に関わる運行管理者、補助者及び運転者等への教育・訓練等を行うための体制を確保していること
- ④ 本事業に係る情報は、やむを得ない場合を除いて原則公表されることについて了承していること（なお、個人の健康状態に係る情報などの個人情報については、個人を特定できないような形にして取り扱うものとする）
- ⑤ **事業者間遠隔点呼を実施する事業者間において、運行管理者、補助者及び運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で合意を得たうえで、関係者以外が閲覧できないなどの策を講じること**
- ⑥ 点呼を委託する事業者にあっては、予め運転者の所属営業所の運行管理者が、運行の可否に係る指示の確認を受託事業者から受ける体温、血圧の値、およびその他必要事項（常備薬の服用等）を運転者毎に設定すること

\* 赤字は事業者間の実施に係る事項

\* 下線引いてある部分はR5年度先行実施要領より追加

## 基本事項

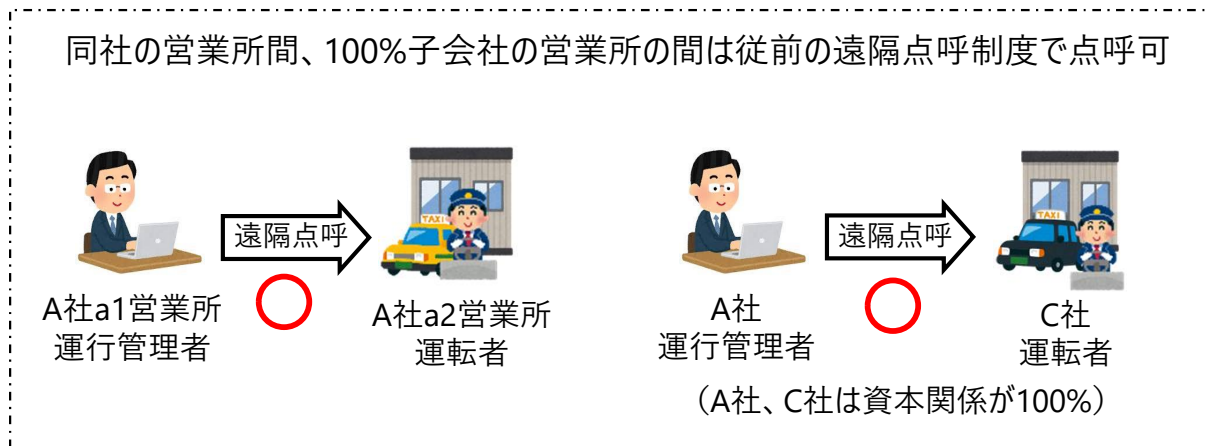
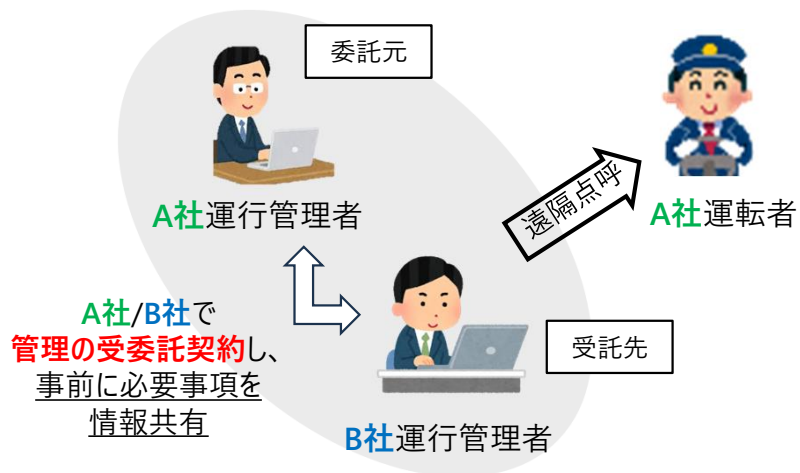
- ⑦ 事業者間遠隔点呼において、業務前点呼を実施するにあたっては、運転者は体温、血圧の測定を行い、報告することとし、以下の事象が確認された場合、事業者間遠隔点呼を実施する事業者は点呼を中断または中止し、運転者の所属元営業所の運行管理者に連絡し、運行の可否に係る指示を仰ぐこと
- 運転者の呼気中にアルコールが検知された場合
  - 運転者の体温、血圧が運転者の所属営業所の運行管理者が設定した値を超えていた場合
  - 運転者の疾病・疲労・睡眠不足に関する自己申告の結果、安全な運行をすることができない恐れがある場合
- ⑧ 長期間（おおむね1ヶ月間以上）事業者間遠隔点呼のみを受け、運転者の所属元営業所の運行管理者と対面しない運転者に対しては、1ヶ月に1回は対面等で当該運転者と直接会話することにより、健康状態を把握するとともに、指導監督を適切に行うことにより、当該運転者の安全運転の遵守等に努めること

\* 赤字は事業者間の実施に係る事項

\* 下線引いてある部分はR5年度先行実施要領より追加

## 【事業者間遠隔点呼イメージ】

(A社、B社は資本関係が100%未満もしくは資本関係なし)



## 想定される事業者間遠隔点呼の流れ (R6年度 先行実施要領 時点)

運転者の状況・申告	受託先運行管理者の対応	委託元運行管理者の対応
異常なし	乗務可判断	なし (点呼の実施状況について適宜確認)
アルコール検知有 車両異常有	乗務不可判断 →委託元運行管理者に連絡	・運転者との連絡 ・交替運転者の手配 等
健康状態等の異常有 等	点呼を中断し、委託元運行管理 者に乗務可否判断を仰ぐ	・運転者との連絡 ・乗務可否判断 →委託元運行管理者に乗務可否の判断連絡

※管理の受委託の契約次第で異なる場合もある

- 令和6年9月末時点で、事業者間遠隔点呼は7801回実施されている
- 事業者間遠隔点呼について、現在のところ大きなトラブルは報告されていない
- 特に業務前の点呼で事業者間遠隔点呼が多く活用されている

## 令和5年度の実施状況および令和6年度の先行実施の申込状況

業態	令和5年度の申込事業者		令和6年度の申込事業者 (10.28時点で実施を承諾した件数)	
	点呼実施回数	終了時期※1	申込組数	開始(予定)時期
貨物	業務前：3356回 業務後：641回	R7.1.31まで：1組 R7.2.14まで：2組 R7.2.28まで：1組 R7.3.20まで：2組	3組	R6.10.1から：1組 R6.10.9から：1組 R6.11.3から：1組
乗合	業務前：－ 業務後：－	—	3組	R6.11.1から：1組 R6.12.1から：2組
貸切	業務前：872回 業務後：461回	R7.3.31まで：2組		
乗用	業務前：2452回 業務後：19回	R7.2.28まで：3組 R7.3.31まで：1組	6組	R6.11.1から：1組 R6.11.20から：3組 R6.12.1から：2組

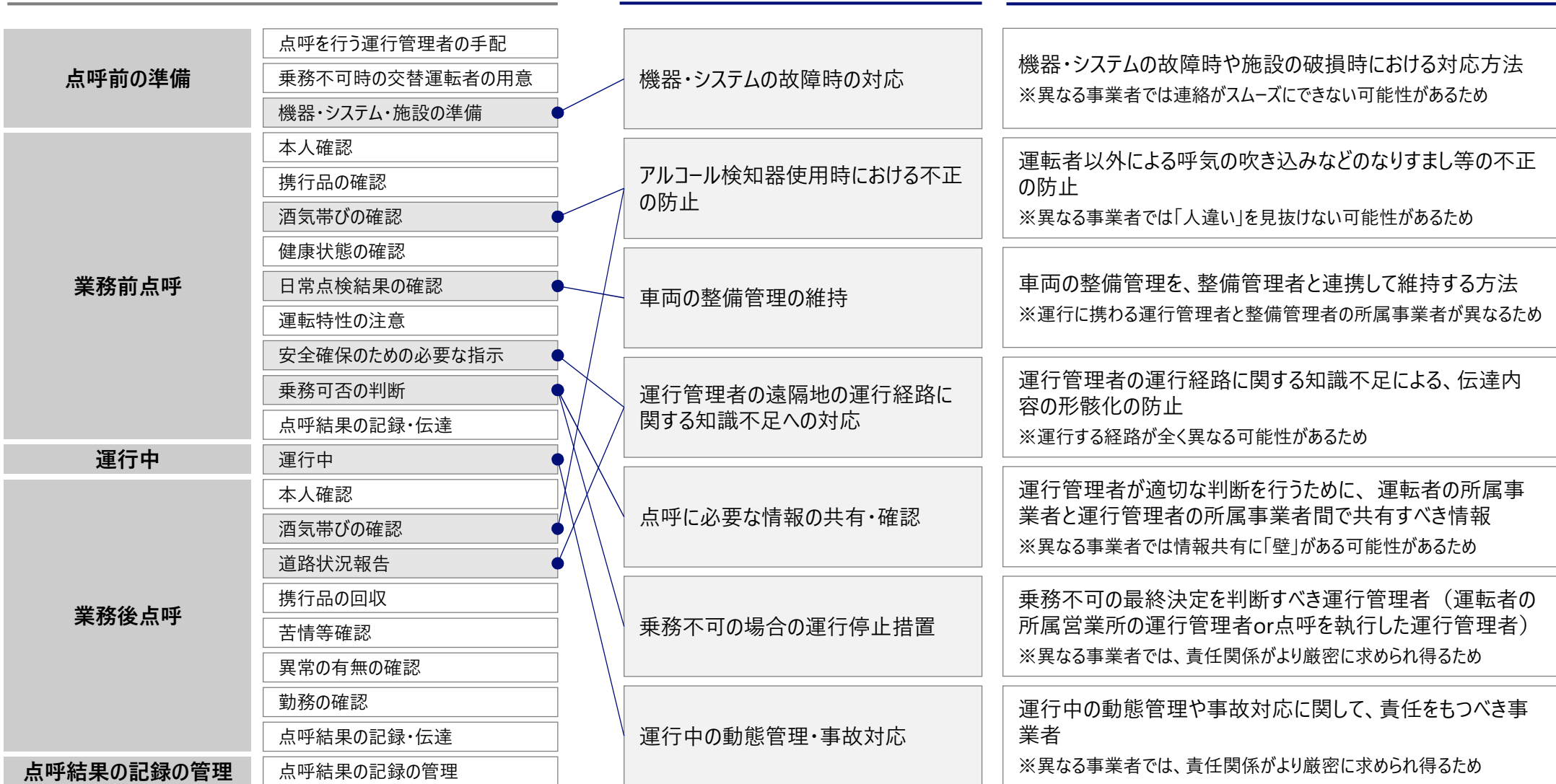
※1：令和5年度申込事業者については、事業者が希望する場合、最大で令和7年3月末までの期間延長を認める予定

● 現行の遠隔点呼制度の要件に加えて、さらに以下の項目について検討を行う必要がある

## 業務の流れ

## 検討・検証項目

## 検討・検証する内容





- R5年申込先行実施事業者からのヒアリング結果を踏まえ、考えられる対応策の方向性を検討した
- ヒアリングは、9組に対し、9月下旬に書面及びオンラインで実施した

## 故障時の対応

機器・システムの故障時や施設の破損時における対応方法

### ヒアリング 内容

対面点呼に切り替える際、どのような流れで実施したか。（実施することを想定しているか）

- ・ 受託側（運行管理者）と委託側（運転者、運行管理者）の連絡体制をあらかじめ整備した。
- ・ 深夜の突発事態にも対応できるよう、予め委託側の運行管理者の当番を決めたうえで、電話に対応できる体制を整備した。



### 対応策の 方向性

あらかじめ、**受託側と委託側との連絡体制を整備**することが考えられる

## なりすましや不正の 防止

運転者以外による呼気の吹き込みなどのなりすまし等の不正の防止

### ヒアリング 内容

監視カメラ以外に、なりすましの措置は講じたか。事前の面談の際に確認している事項は何か。

- ・ 現行の遠隔点呼制度で求められているもの（健康状態関係の確認等）以上の内容について面談しているケースは確認されなかった。
- ・ 現行の機器要件で十分に対応できると考えられる。



### 対応策の 方向性

**現行制度と同様の要件**にて対応可能であるため、追加措置は不要であると考えられる

## ● 先行実施事業者からのヒアリング結果を踏まえ、考えられる対応策の方向性を検討した

### 車両の整備管理の維持

車両の整備管理を、整備管理者と連携して維持する方法

#### ヒアリング内容

運行管理者や補助者のうち、整備管理者として選任されている者は多いか。  
各点呼において、整備管理者はどのような方法で車両点検の結果を確認しているか。

- 運行管理者や補助者が整備管理者として選任されている場合は多い。
- 遠隔点呼の場合、日常点検で異常がない場合にのみ、点呼に進むという流れにしている。



#### 対応策の方向性

車両の整備管理について委託側で責任をもつことを基本に、確認方法について引き続き検討する必要がある。

### 運行経路に関する知識不足への対応

運行管理者の運行経路に関する知識不足による、伝達内容の形骸化の防止

#### ヒアリング内容

運転者に伝達する情報は、委託先と受託先のどちらで入手しているか。また、委託側の運行管理者と受託側の運行管理者を比較して、伝達事項の情報粒度に差はあるか。  
受託側の運行管理者は、知識不足を補うために、どのような対策を行っているか。

- 委託側で入手した情報を、事前に電話やメール等で共有している。
- 細かい指示については、委託側が直接指示を行っている。
- 委託側で気づきの点があった際の受託側への伝達、チャットツールを用いた最新の情報の共有、運行管理者同士の定期的な意見交換など、委託側と受託側の間での情報共有を密に行っている。



#### 対応策の方向性

委託側と受託側でリアルタイムの情報共有を行う環境や、定期的に意見交換や情報共有を行う場を整えることが考えられる

## ● 先行実施事業者からのヒアリング結果を踏まえ、考えられる対応策の方向性を検討した

### 点呼に必要な情報の共有・確認

運行管理者が適切な判断を行うために、運転者の所属事業者と運行管理者の所属事業者間で共有すべき情報

### ヒアリング内容

委託側と受託側の間で、絶対に共有すべき情報や、共有すべきでない情報はあるか。

1. 日常の健康状態、2. 労務時間、3. 適性診断の結果、4. 指導監督の記録、5. 過去の事故歴、6. 運行に要する携行品、7. 運転者台帳の内容、8. 過去の点呼記録、9. 車両の整備状況

- 運転者の個人情報に関する情報を除くと、共有すべきでない情報はない。
  - **日常の健康状態**：全ての者が『絶対に共有すべき』
  - **労務時間**：過半数が『絶対に共有すべき』  
→ 労務時間は委託側が管理すべき。（『必要に応じて』と回答した者）
  - **適性診断の結果**：全ての者が『必要に応じて共有すべき』  
→ 日常の点呼では重要度は低い。ハードルが高く、委託側には関係が薄い。（『必要に応じて』と回答した者）
  - **指導監督の記録**：全ての者が『必要に応じて共有すべき』  
→ ハードルが高く、委託側には関係が薄い。（『必要に応じて』と回答した者）
  - **過去の事故歴**：過半数が『必要に応じて共有すべき』  
→ ハードルが高く、委託側には関係が薄い。（『必要に応じて』と回答した者）
  - **運行に要する携行品**：過半数が『絶対に共有すべき』
  - **運転者台帳の内容**：過半数が『必要に応じて共有すべき』
  - **過去の点呼記録**：過半数が『必要に応じて共有すべき』
  - **車両の整備状況**：過半数が『絶対に共有すべき』



### 対応策の方向性

共有すべきでない情報はないとのご意見をいただいているが、事業者間での実施という特性上、どこまでの情報の共有を要件として求めるべきかについて、今後議論していく必要がある。なお、個人情報の取扱いに関しては、事前に各事業者の間で協議をすることが必要であると考えられる。

## ● 先行実施事業者からのヒアリング結果を踏まえ、考えられる対応策の方向性を検討した

### 乗務不可の場合の 運行停止措置

#### 乗務不可の最終決定を判断すべき運行管理者

(運転者の所属営業所の運行管理者or点呼を執行した運行管理者、のどちらとすべきか)

#### ヒアリング 内容

乗務不可の最終決定は、受託側から提供される点呼結果情報をもとに委託側の運行管理者が実施する以外の想定はあるか。

- アルコール検知器が反応した際は、委託側の運行管理者に連絡をとり、対応を依頼した。
- 受託側が最終決定をすることは想定していない。



#### 対応策の 方向性

乗務不可の**最終決定は、委託側の運行管理者が実施する**ことが考えられる

### 運行中の動態管理・ 事故対応

#### 運行中の動態管理や事故対応に関して、責任をもつべき事業者

#### ヒアリング 内容

事故時の対応について、委託側と受託側の間で事前に役割分担することは考えられるか。

- 事故時の情報収集や運転者への指示等は、全て委託側にて対応することを想定している



#### 対応策の 方向性

対応の責任は、**委託側にもつ**ことが考えられる

- 令和6年度 先行実施申込事業者についてもヒアリングを追加で実施し、要件のさらなる検討を実施
- 第2回運行管理高度化WGにおいて要件の中間まとめをお示しする予定

多くの要件は遠隔点呼の要件を流用可能だが、ヒアリングを踏まえ、従前と同等の安全性を確保するための点呼とするため、特に検討が必要な項目として以下が考えられる

- 運行管理者の運行経路に関する知識不足による、伝達内容の形骸化の防止のために、事前の情報共有やリアルタイムな情報共有について、要件としてどこまで明文化して求めるべきか
- 点呼を実施する際に、必要十分な運転者等の情報について、どこまでの情報を事業者間で共有するべきかについて、要件としてどこまで明文化して求めるべきか



## 論点① 令和5年度の先行実施事業者の実施期間について

事業者が希望した場合、実施期間を最大で令和7年3月末まで延長して良いか。

## 論点② 想定課題への対応策について

P8～P11に示す各想定課題への対応策の方向性について、この方向で検討を進めることは適当か。

検討にあたって、先行実施事業者に対して他にヒアリングすべき内容はあるか。